

演習Ⅱ

科目ナンバリング SEM-302
必修 2単位

1. 授業の概要(ねらい)

刑事法分野の判例を中心にした事例研究を通して、刑事事件の事実の認定と評価の具体例を学習し、刑事法の実践的な理解を深める。現実の社会における出来事に対する法的解決は、「事実を認定し、認定された事実に対して適切な法律を(解釈して)適用する。」という過程を経るが、本授業では、事実認定という視点を重視しながら刑事法についての実践的な理解を深めることを目的とする。演習Ⅱでは、特別刑法犯に関する事実認定の具体例、犯罪捜査活動の適法性の評価、証拠法の具体例を学習する予定である。

また、授業においては、自分の考え方を説得的に表現できる能力(プレゼンテーション能力)を身に付けることを目指したい。

2. 授業の到達目標

- ① 刑事法(刑法や刑事訴訟法)における事実認定の基本的な考え方とその具体例を学習することによって、法的な視点から事実を把握することのイメージを持ち、刑事法の実践を具体的に感じることができるようになる。
- ② 自分の考えを(口頭や文章で)説得的に表現できる能力(プレゼンテーション能力)を身に付ける。

3. 成績評価の方法および基準

授業への積極的な参加状況とレポートによって総合的に評価する予定である。

4. 教科書・参考文献

参考文献

石井一正 『刑事事実認定入門[第3版]』 判例タイムズ社(2015年)

5. 準備学習の内容

授業は授業計画(シラバス)に従って進められるので、授業前には参考文献の該当箇所を概観しておくことが期待される。そして、授業後は授業内容を復習することによって、各回の授業テーマについての理解を深めること(暗記でなく、考え方を理解すること)が期待される。

6. その他履修上の注意事項

授業に積極的に出席し主体的に学習することによって、刑事法に対する理解を深めていただきたい。

7. 授業内容

- 【第1回】 裁判員制度と裁判員裁判における判断の具体例
- 【第2回】 行政罰法規における故意
- 【第3回】 薬物犯罪
- 【第4回】 犯人性(犯人と被告人の同一性)、盗品の近接所持と犯人性
- 【第5回】 捜査活動の適法性(1)
- 【第6回】 捜査活動の適法性(2)
- 【第7回】 捜査活動の適法性(3)
- 【第8回】 体液採取、科学的捜査
- 【第9回】 弁護権と接見交通権
- 【第10回】 自白の任意性や証明力
- 【第11回】 違法収集証拠の証拠能力
- 【第12回】 伝聞証拠と伝聞法則
- 【第13回】 悪性格の立証
- 【第14回】 刑事裁判における有罪の立証と択一的認定
- 【第15回】 授業全体のまとめ